衆議院議員の選挙

衆議院議員の選挙制度は小選挙区比例代表並立制です。

- ○小選挙区選挙(定数289人)と比例代表選挙(定数176人)の2つの選挙によって議員を選びます(定数 計465人)
- ○小選挙区選挙は、1選挙区から1人の議員を選びます。
- ○比例代表選挙は、全国11の選挙区(ブロック)ごとに行われ、各政党等の得票数に応じて議員を選びます。

小選挙区選挙

○栃木県は、5つの小選挙区に分かれます。

第 1 区	宇都宮市のうち旧宇都宮市の区域、河内郡
第 2 区	宇都宮市のうち旧上河内町・旧河内町の区域、鹿沼市、日光市、さくら市、塩谷郡
第 3 区	大田原市、矢板市、那須塩原市、那須島山市、那須郡
第 4 区	小山市、真岡市、下野市、芳賀郡、下都賀郡
第 5 区	

比例代表選挙



- ○選挙区選挙(定数148人)と比例代表選挙(定数100人) の2つの選挙によって議員を選びます(定数 計248人、 3年ごとに半数を改選)。
- ○選挙区選挙の栃木県の定数は2人です。
- ○比例代表選挙は全国区で行われ、各政党等の得票数に応じ て議員を選びます。